

労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会 開催状況

設置目的 【職業能力開発分科会運営規程第6条】（要旨）

以下に係る事項の審議をさせるため、若年労働者部会を置く。

- 勤労青少年福祉法第6条第1項に規定する「勤労青少年福祉対策基本方針」の策定に関する事項
- 勤労青少年福祉の増進に関する専門の事項
- その他若年者の職業能力開発に関する事項

〔* 平成17年、従前の「勤労青少年部会」の審議事項に、「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を追加し、名称を「若年労働者部会」に変更。〕

● 第1回

平成17年8月2日（火）

- (1) 労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の改正について
- (2) 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程の改正について
- (3) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針の方向性について

● 第2回

平成17年11月16日（水）

- (1) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針骨子原案について
- (2) その他

● 第3回

平成17年12月22日（木）

- (1) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針について
- (2) その他

● 第4回

平成18年 9月20日（水）

- (1) 「第8次勤労青少年福祉対策基本方針(案)」の諮問について
- (2) その他

【告示】

第8次勤労青少年福祉対策基本方針

(平成18年10月31日 厚生労働省告示第630号)

● 第5回（＝直近の開催）

平成22年2月5日

- (1) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針（現行方針）の進捗状況等について
- (2) その他